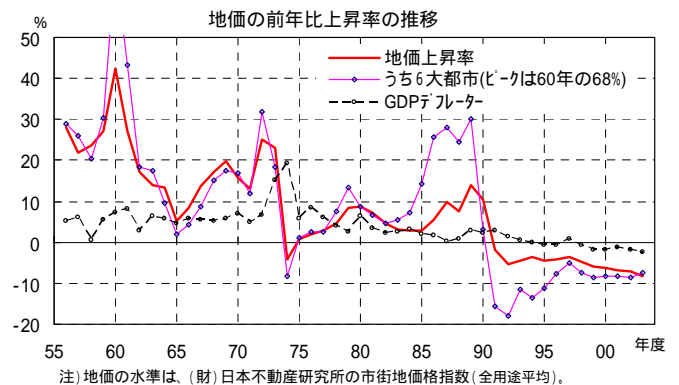
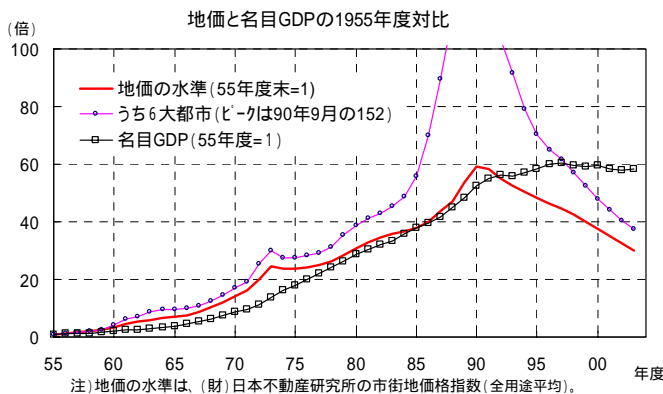


1. 高度成長期（1955年頃～1973年頃）に関する参考文献

- ・「高度成長の時代」香西泰、日本評論社、1981年（日経ビジネス人文庫[2001年]も）
- ・「日本の金融システム」蛸山昌一、東洋経済新報社、1982年

2. 間接金融中心の資金供給

- ・設備投資の高水準持続 + 薄い資本 企業部門の資金不足（前回の資金循環統計参照）
- ・株式・社債市場の未発達（発行市場に各種規制も存在） 間接金融の優位：オペレーション
- ・信用リスク評価機能の偏在 土地担保への安住が可能な環境（貸出のリスクは限定的）



3. 業態の垣根と役割分担・・・専門銀行主義など

- ・銀証分離（銀行業と証券業の分離）：証券取引法 第65条で分離 米国の影響
- ・長短分離（長期信用銀行と普通銀行の分離）：金融債を発行、長期プライムレートを決定
- ・銀信分離（信託銀行と普通銀行の分離）：信託業務を兼営する銀行を限定、貸付信託が大
- ・中小企業金融を担う金融機関：相互銀行（現在は無い）、信用金庫、信用組合、労働金庫など
- ・政府関係金融機関、農林漁業金融機関、保証協会、保険会社（生保と損保の分離）

4. 「護送船団方式」の金融行政

- ・最も船足の遅い船が生き残れる環境 良い銀行は高水準の利益 規模拡大のインセンティブ
- ・金融機関の自由な経営を制限：大蔵省の免許、店舗行政、通達行政 経営が緩に流れる
- ・合併による破綻処理が可能

5. 預金金利規制

- ・臨時金利調整法：1947年の法律が現在も続く。銀行等の預貸金利の上限を設定
- ・公定歩合に連動した金利決定・・・「人為的低金利」説

6. 日本銀行の窓口指導

- ・貸出増加額規制：信用の総量を直接的に調整しようとするもの。道義的説得とされた
- ・「信用割当」が発生したとする説も

7. メインバンク制度の慣行

- ・株式の持合い・役員のパイプ（相互に監視する筈だが・・・）、「暗黙の契約」説
- ・情報の集中（不十分なディスクロージャー下では大切）下位行がメイン行に追従する慣行
- ・経営不振企業への取組み（メインバンクが経営指導に責任を持つという慣行）

8. 狂乱物価の経験と教訓

- ・コソソック + 列島改造ブーム 低金利政策下でのマネーサプライの過剰供給
- ・これに石油危機が加わり物価急騰 マネーサプライを視野に入れた金融政策への転換

以上